

## 博士学位論文審査要旨

2015年7月8日

論文題目：アメリカ環境法における救済法理

学位申請者：村越（米谷）壽代

審査委員：

主査：司法研究科 教授：田井義信

副査：法学研究科 教授：上田誠一郎

副査：法学研究科 教授：川和功子

### 要 旨

本論文は、アメリカの環境法制の最新の展開を日本に紹介する目的を有するとともに、彼我の法制度の大きな違いを承知の上で、その一部でも日本法の各種環境訴訟等への応用の示唆を読み取ることが出来ないかどうかを分析・検討したものである。

まず、第1章でアメリカ環境訴訟での「事実上の侵害」要件の判例を詳細に検討した上で、「美観・レクリエーション上の侵害」も含めて認められる7類型を紹介し、第2章ではアメリカ特有の市民訴訟規定に基づく訴訟での救済方法や裁判上の和解による多くの解決事例等を紹介する。これを受け、第3章で、制定環境法を理論的に基礎付けるものとして、我が国ではまだまだ未発達の公共信託の理論を採用した幾つかの著名判例を紹介し、単に環境規制問題だけでなく、他者の所有地でも「その土地の特性に基づいて自由にその土地で楽しむことができる市民の権利」による制約を認める発想を紹介している。第4章では、環境侵害の未然防止のため、土地利用規制と土地収用の著名判例を紹介・分析し、第5章でも、海岸海浜保全法にも公共信託理論を意識した規定があり、それに関する土地の規制的収用に伴う著名判例には、臨海地の埋め立て部分の所有権は「司法上の収用」判断で、原則的に州に帰属する判例が出ていること等を指摘した上で、結びとしての第6章では、このようなアメリカの土地や環境への考え方は、日本での海浜埋め立て問題を含む鞆の浦景観訴訟等に応用できないかどうかの問題意識を提示している。

このように、本論文は、環境法分野での先進的制定法や判例の集積を有するアメリカ法の近時の理論的発展を丹念に追うことによって、学位申請者自身の今後の日本法研究の基礎にしようとする意欲的なものである。

よって、本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

## 総合試験結果の要旨

2015年7月8日

論文題目：アメリカ環境法における救済法理

学位申請者：村越（米谷）壽代

審査委員

主査：司法研究科 教授：田井義信

副査：法学研究科 教授：上田誠一郎

副査：法学研究科 教授：川和功子

### 要 旨

審査委員3人は、2015年5月30日（土）午前10時から12時まで、寒梅館539号教室において、総合試験を行った。はじめに、学位請求者から、本論文執筆の問題意識、各章の構成順の意義、外国法の分析が日本法に与える示唆の内容・程度等について、詳しい説明を受け、その後、主として副査の2教員から多くの質疑を行った。審査委員から出された主要な論点は、総論的な第2章までの研究が第3章以下の各論に十分な関連性を有しているかどうか、アメリカでは環境法の問題と行政法的な土地利用規制とは区別されていることの理解の有無、公共信託の法理の内容、それらの研究や分析が日本法にどう有益だと考えるか、今後の継続的研究の展望の有無等であった。学位請求者はいずれについても丁寧に説明し、その問題意識には将来展望も含めて明確なものが窺われ、また、膨大な英語の文献や判例を丁寧に読みこなし、「和解」で解決した事件の資料までも数多く読みこなしていた。よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士学位論文要旨

論文題目：アメリカ環境法における救済法理

氏　　名： 村越（米谷）　壽代

要　　旨：

本論文は、日米両国の環境法における救済法理やそれをとりまく理論状況が、法体系の性質からも大いに異なることを前提としたうえで、アメリカにおける環境利益の救済をめぐる議論のうち日本での検証が不十分な論点（とりわけ、市民訴訟規定の適用される要件と、そこで予定される救済の機能、各種環境規制の導入において生じる収用補償をめぐる議論）を取り上げ、検証したものである。本論文では、具体的にアメリカ合衆国における環境訴訟について、1970年代以降に制定された様々な制定環境法を前提とした上で、各種救済のあり方について、事後救済、事前（未然）予防の両面からの検討を行った。

事後救済の面では、これまで、コモン・ロー上の救済の場面で扱われていた環境侵害に対して、制定環境法の導入を経て、各種市民訴訟規定に基づく訴えの提起が認められ、様々な利益侵害に対して当事者適格が肯定され、民事課徴金や差止めなどの事後救済から事前予防に向けての具体的な救済への道が開かれていることを確認した。

事前（未然）予防の面では、環境規制のなかでも近年特に重視されている土地利用規制に焦点をあて、規制を行うにあたって障害となる私的財産権の制限に対する法的対応に着目し、規制的収用の場面での収用補償をめぐる問題について分析を行った。なかでも、近年の連邦最高裁判所の判断において多く取り上げられている湿地帯及び沿岸部の規制に焦点をあて、検討を行った。

以下、検討の順に従い、各章で明らかとなったことについて、概要を紹介していく。

第1章においては、当事者適格が認められるための具体的な「事実上の侵害」の主張を認める要件について、近年の連邦裁判所において救済が認められるとされた具体的な利益の態様について分類し、検討を行った。ここで認められた侵害の態様は、大きく分類すると、7類型に分けられ、「美観・レクリエーション利益の侵害」、「情報上の侵害」、「手続的権利の侵害」、「健康上の侵害」、「経済上の侵害」、「科学的利益の侵害」、「環境利益の侵害」が挙げられた。

第2章においては、アメリカ環境法において特有の市民訴訟規定に基づき、訴えの提起がはかられた場面での各種救済の特徴について紹介を行い、なかでも、とりわけ裁判上の和解（consent decree）に焦点をあて、具体的な事例の検討を行った。ここで取り上げた裁判上の和解により解決された事件は、具体的な合意内容に加え、合意に違反した場合に課される追加的な課徴金についても明確に取り決められ、判決同様、裁判上の和解において取り決められた内容の実質的な執行を担保するための仕組みまで用意されている。

第3章においては、第1章、第2章で見てきた制定環境法の理論的基礎として、（ニューサンスやトレスパスなどの）コモン・ロー上の救済と並んで取り上げられる公共信託理論について、アメリカ合衆国連邦最高裁判所で実質的に採用した *Illinois Central v. Illinois* 判決 146 U.S. 387 (1892年) に焦点をあて、この判決が出されるに至った背景と現代にいたるまでの連邦最高裁判例の展開を整理した。ここでは、公共信託理論が、判例上、具体的に認められた場面が、当初、可航水域（navigable water）の範囲であったことを確認した。この要件は、近年の判例においても厳密に同じではないが、類似の考慮が払われている。公共信託理論が適用される場合には、一度、議会が私人に所有権限を認めた土地であっても、その土地に内在して認められる「自由にその土地で楽しむことができる市民の権利」に違反した場合には、州が規制をかけ、当該地

の私的所有者の権限を奪うことを認めた。

すなわち、ここで、公共信託理論は、その適用場面において、二つの用いられ方をしていると整理できる。一つは、(第1章、第2章で紹介してきた) 様々な制定環境法の規制対象を公共信託物として捉え、規制の根拠に理念として据える場面での用いられ方、そして、もう一方で、連邦裁判所においては、規制の有無にかかわらず、具体的には可航水域を中心とした土地の特性に基づき解釈上の適用が認められる場面である。後者については、第4章、第5章において扱う収用補償の要否をめぐる判断の場面へも影響してくる問題であり、公共信託理論の適用があると認められる場合、補償は不要となる。しかし、公共信託理論の適用がない場合には、補償の必要性の有無が別途検討されることになる。

そこで、第4章では、環境損害の事前ないし未然予防の上で、とりわけ重要な土地利用規制に着目し、規制と私的所有権の侵害の場面での法的対応、すなわち収用(taking)をめぐる議論の検討を行った。土地利用規制は、もともとは、個別的な手法(取引約款に基づく個別的な取り決めや有害な土地利用を禁じるニューサンスの場面)で行われることが多かった。しかし、いったん、規制の内容が過度になるとデュープロセス条項等の違反が問題となるなど、合憲か違憲かの二者択一的な判断しか示されなかつた。この判断枠組みに大きな変化を与えたのが、1978年のPenn Central Transportation Co. v. New York City 438 U. S. 104判決である。この判決では、規制に伴う開発の影響を受ける当事者に「移転可能な開発権」を付与することにより、第5修正の「正当な補償」が認められると判示された。土地利用における環境規制の重要性が強く認識されはじめていた当時において、Penn Central判決は「正当な補償」を認める場合には、規制は合憲とされるという理論的基礎を与えた点で大きな意義を持ち、その後の収用をめぐる議論に一石を投じた。この判決を契機として、「正当な補償」として、損失補償や代替措置が土地利用規制において明記されるようになり、規制の実施にあたって補償が十分支払われない場合、物理的な収用だけでなく、規制に伴う収用を争う訴訟もしばしばみられるようになった。また、その後の連邦最高裁判所における判断のなかで、規制的収用に伴う補償の要否をめぐる実質的な判断枠組みが次第に明確にされた。もっとも、環境規制として要求される土地利用規制は、基本的に、連邦が直接規制するのではなく、補助金と引き換えに州に対して規制のプログラムの採択を求める手法である。CWAなどにおいて規制される湿地規制などもその代表例といえる。そのため、収用補償も州の立法に基づいて提起された。しかし、Palazzolo v. Rhode Island, 533 U. S. 606(2001年)判決のように、湿地帯開発をめぐって、開発許可が認められず、規制的収用をめぐる訴えの提起をしても、具体的な補償が認められるか否かの判断を示す以前に、州および連邦裁判所において、成熟性の点で訴訟が却下されることもしばしば問題となり、規制に伴う収用の問題は一層複雑化している。

第5章では、第4章で扱った規制的収用に伴う判断のその後に焦点をあて、連邦最高裁判所の収用補償理論の捉え方の展開について、特にStop the Beach Renourishment, Inc. v. Florida Department of Environmental Protection, 560 U. S. 702(2010年)判決、ならびにKoontz v. St. Johns River Water Management, 133 S. Ct. 2586(2013年)判決の二種類の判決の下での議論を取り上げ、検討を加えた。まず、Stop the Beach判決においては、フロリダ州海岸海浜保全法に基づく臨海地の埋立てをめぐって、臨海地所有者らが、臨海地に対する自然堆積を受ける権利と、直接、所有地から海岸に接することができなくなったこと(臨海権の消滅)の侵害が、正当な補償のない収用であるとして争った事件である。判断としては、裁判官全員一致で、州および連邦の判例法理に基づき、臨海地の所有者の取得財産になる自然堆積に基づく沿岸部の添加ではなく、人工的な添加に基づき埋立てられた臨海地については、その部分の所有権は州に帰属すると判断した。また、本件では、第5修正の適用を審査するうえで、司法判断に伴う財産権の侵害が収用にあたるのかどうかという意味での「司法上の収用」の可能性について、相対多数意見において、初めて肯定的な判断が示された点で議論を呼んだ。次に取り上げたKoontz判決は、湿

地帯開発の許可条件を課すにあたって、行政の水分管理地区（district）が、不許可処分とした場合であっても、成熟性の点を問題とすることなく本案審理をし、許可を出すにあたって提示した条件について、Nollan / Dolan 判決で用いられた規制目的（正当な州の利益）と条件との間に、基本的な関連性と大まかな比例性の要件の充足をさせなければならないと判断した事案である。両判決ともに、第 5 修正の適用に対して、積極的な判断を示している事案であった。また、Stop the Beach 判決については、海岸海浜保全法において、明示はされないまでも、沿岸部分の公衆の利益を基礎に据えた公共信託理論を意識した規定がおかかれているとの指摘もされるところであり、公共信託理論の適用いかんでは、本判決で相対多数意見において肯定された司法上の収用をめぐる議論を左右する。この問題は、沿岸部の所有権に対する規制をいかに捉えていくべきかという点で、今後ますます深刻化することが予想される気候変動をめぐる問題、沿岸部の天然資源活用の在り方などとも関連しており、今後も判例の集積ならびに関連する議論の動向を引き続き、注視していきたい。

最後に、上述のアメリカ環境法における議論の我が国への適用を吟味するうえで、第 6 章において、近年の我が国において、法律上保護される利益として認められた景観利益の保護をめぐつて争われた事例と、それをめぐる国内の議論を整理し、取り上げた。とりわけ、国立最高裁判決以降の下級審判決である鞆の浦埋め立て訴訟に着目して検討をし、アメリカ法の下で、公共信託理論などの特殊な考慮の働く沿岸部をめぐる開発について、我が国において、どのような考慮が働いているのか検討を行った。

以上のように、本論文で検討した各種方策は、土地の自然的特性を考慮にいれた法制度の構築に向けて、我が国にとっても重要な示唆を与えるものであり、今後より一層の研究の蓄積が必要とされる問題であると思われる。